

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（鶴見中央 吹浦）旧吹小学校 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	42	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（1 5 分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.6	1	0.9	0.8
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	0.07	0.1	0.07	0.08
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.001	<0.001	0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	7.3	8.2	7.7	8
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	6.4	6.7	7	7
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	36	44	40	40
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	79	88	85	83
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.4	7.4	7.4
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1.1	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.2	<0.1	<0.1	<0.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（鶴見中央 吹浦）旧吹小学校 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理	1	アンチモン及びその化合物		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
管理	2	ウラン及びその化合物		0.002 以下（暫定）	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
管理	3	ニッケル及びその化合物		0.02 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	5	1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
管理	8	トルエン		0.4 以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
管理	9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）		0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
管理	13	ジクロロアセトニトリル		0.01 以下（暫定）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	14	抱水クロラール		0.02 以下（暫定）	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
管理	15	農薬類（「総農薬方式」による結果）		1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理	16	残留塩素		1 以下	0.1	0.2	0.3	0.3
管理	17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		10 以上 100 以下	34	37	37	34
管理	18	マンガン及びその化合物		0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	19	遊離炭酸		20 以下	8.8	9.2	8.1	10
管理	20	1,1,1-トリクロロエタン		0.3 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	21	メチル-tert-ブチルエーテル		0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
管理	22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）		3 以下	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
管理	23	臭気強度（TON）		3 以下	<1	<1	<1	<1
管理	24	蒸発残留物		30 以上 200 以下	68	78	73	72
管理	25	濁度		1 以下	0.1	<0.1	<0.1	<0.1
管理	26	pH値		7.5 程度	7.3	7.4	7.4	7.3
管理	27	腐食性（ランゲリア指数）		-1程度以上、極力0に近づける	-1.6	-1.3	-1.4	-1.6
管理	28	従属栄養細菌		2000 以下（暫定）	10	1	4	1
管理	29	1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理	30	アルミニウム及びその化合物		0.1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理	31	PFOS及びPFOA		0.00005 以下（暫定）	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005
農薬	1001	1,3-ジクロロプロベン（D-D）		0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1002	2, 2-D P A（ダラボン）		0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1003	2, 4-D（2,4-PA）		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1004	E P N		0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1005	M C P A		0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1006	アシュラム		0.9 以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
農薬	1007	アセフェート		0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1008	アトラジン		0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1009	アニロホス		0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1010	アミトラズ		0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1011	アラクロール		0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1012	イソキサチオン		0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1013	イソフェンホス		0.001 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1014	イソプロカルブ（MIPC）		0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1015	イソプロチオラン（IPT）		0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1016	イブフェンカルバゾン		0.002以下		<0.00002	<0.00002	<0.00002
農薬	1017	イプロベンホス（IBP）		0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1018	イミノクタジン		0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1019	インダノファン		0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
農薬	1020	エスプロカルブ		0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1021	エトフェンプロックス		0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1022	エンドスルフアン（バソフエピン）		0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1023	オキサジクロメホン		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1024	オキシ銅（有機銅）		0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1025	オリサストロビン		0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1026	カズサホス		0.0006 以下	<0.000006	<0.000006	<0.000006	<0.000006
農薬	1027	カフェンストロール		0.008 以下	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008
農薬	1028	カルタップ		0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1029	カルバリル（NAC）		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（鶴見中央 吹浦）旧吹小学校 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農薬	1030	カルボフラン		0.0003 以下	<0.000003	<0.000003	<0.000003	<0.000003
農薬	1031	キノクラミン (ACN)		0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1032	キャプタン		0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1033	クミルロン		0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1034	グリホサート		2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
農薬	1035	グルホシネート		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1036	クロメブロップ		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1037	クロルニトロフェン (CNP)		0.0001 以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001
農薬	1038	クロルビリホス		0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1039	クロロタロニル (TPN)		0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1040	シアナジン		0.001 以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001
農薬	1041	シアノホス (CYAP)		0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1042	ジウロン (DCMU)		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1043	ジクロベニル (DBN)		0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1044	ジクロルボス (DDVP)		0.008 以下	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008
農薬	1045	ジクワット		0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1046	ジスルホトン (エチオマトン)		0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1047	ジチオカルバメート系農薬		0.005 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1048	ジチオビル		0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
農薬	1049	シハロホップブチル		0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1050	シマジン (CAT)		0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1051	ジメタメトリン		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1052	ジメトエート		0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1053	シメトリン		0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1054	ダイアジノン		0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1055	ダイムロン		0.8 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
農薬	1056	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソシアネート		0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1057	チアジニル		0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1058	チウラム		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1059	チオジカルブ		0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1060	チオファネートメチル		0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1061	チオベンカルブ		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1062	テフリルトリオン		0.002 以下	<0.00002	<0.00002	<0.00002	<0.00002
農薬	1063	テルブカルブ (MBPMC)		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1064	トリクロビル		0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1065	トリクロルホン (DEP)		0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1066	トリシクラゾール		0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1067	トリフルラリン		0.06 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
農薬	1068	ナプロバミド		0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1069	バラコート		0.01以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.0001
農薬	1070	ビペロホス		0.0009 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1071	ピラクロニル		0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1072	ピラゾキシフェン		0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1073	ピラゾリネート (ピラゾレート)		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1074	ピリダフェンチオン		0.002 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1075	ピリプチカルブ		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1076	ピロキロン		0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1077	フィプロニル		0.0005 以下	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005
農薬	1078	フェニトロチオン (MEP)		0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1079	フェノブカルブ (BPMC)		0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1080	フェリムゾン		0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1081	フェンチオン (MPP)		0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1082	フェントエート (PAP)		0.007 以下	<0.00007	<0.00007	<0.00007	<0.00007
農薬	1083	フェントラザミド		0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1084	フサライド		0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（鶴見中央 吹浦）旧吹小学校 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農薬	1085	ブタクロール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1086	ブタミホス			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1087	ブプロフェジン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1088	フルアジナム			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1089	プレチラクロール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1090	プロシミドン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1091	プロチオホス			0.007 以下	<0.00007	<0.00007	<0.00007	<0.00007
農薬	1092	プロピコナゾール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1093	プロピザミド			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1094	プロベナゾール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1095	プロモブチド			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1096	ベノミル			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1097	ベンシクロン			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1098	ベンゾピシクロン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1099	ベンゾフェナップ			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1100	ベンタゾン			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬	1101	ベンディメタリン			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1102	ベンフラカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1103	ベンフルラリン(ハズロジン)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1104	ベンフレセート			0.07 以下	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007
農薬	1105	ホスチアゼート			0.005 以下	<0.00003	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1106	マラチオン(マラツ)			0.7 以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
農薬	1107	メコプロップ(MCPP)			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1108	メソミル			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1109	メタラキシル			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬	1110	メチダチオン (DMTP)			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1111	メトミノストロビン			0.04 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
農薬	1112	メトリブジン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1113	メフェナセツト			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1114	メプロニル			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1115	モリネート			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
追加		残留塩素				0.3	0.4	0.4	0.5
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				29.6	31.4	28.5	31.6

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（鶴見中央 中央）松浦系 羽出住宅共同水栓

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	1	2	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下				
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下				
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下				
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.8	0.8	0.7	1.3
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下				
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下				
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下				
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下				
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下				
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下				
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下				
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下				
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下				
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	8.9	9	9.5	9.3
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下				
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下				
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下				
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下				
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下				
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.9	7.8	7.9	7.8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.8	1.5	1.5	1.4
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.2	0.3	0.3	0.4

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（鶴見中央 中央）松浦系 羽出住宅共同水栓

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
追加		残留塩素				0.4	0.4	0.5	0.3
		水温				27.5	29.3	28.3	32.4

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（鶴見中央 中央）奥系 大津加 道子 宅 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	2	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（1 5 分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.003	0.004	0.003	0.004
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.8	0.8	0.8	1.2
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.09	0.09	0.09	0.09
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	0.12	0.09	0.1	0.08
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.004	0.001	0.003	0.003
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.008	0.001	0.007	0.006
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	0.001	<0.001	0.002	0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.003	<0.001	0.002	0.002
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	0.04	0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	9	9.1	9	9.2
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	8.9	9	9.3	9.1
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	77	77	79	75
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	120	140	130	130
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	8	8	8.1	8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.8	<0.5	1.3	2.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.2	<0.1	0.5	0.9

施設名 佐伯市上水道（鶴見）

水質区分 浄水

採水地点 （鶴見中央 中央） 奥系 大津加 道子 宅 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理	1	アンチモン及びその化合物		0.02 以下	0.0005	0.0005	0.0005	0.0006
管理	2	ウラン及びその化合物		0.002 以下（暫定）	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
管理	3	ニッケル及びその化合物		0.02 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	5	1,2-ジクロロエタン		0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
管理	8	トルエン		0.4 以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
管理	9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）		0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
管理	13	ジクロロアセトニトリル		0.01 以下（暫定）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	14	抱水クロラール		0.02 以下（暫定）	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
管理	15	農薬類（「総農薬方式」による結果）		1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理	16	残留塩素		1 以下	0.1	0.32	0.2	0.2
管理	17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		10 以上 100 以下	77	77	79	75
管理	18	マンガン及びその化合物		0.01 以下	0.001	0.002	0.005	0.011
管理	19	遊離炭酸		20 以下	3.5	3.6	3.3	4.4
管理	20	1,1,1-トリクロロエタン		0.3 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	21	メチル-tert-ブチルエーテル		0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
管理	22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）		3 以下	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
管理	23	臭気強度（TON）		3 以下	<1	<1	<1	<1
管理	24	蒸発残留物		30 以上 200 以下	120	120	130	130
管理	25	濁度		1 以下	0.1	<0.1	0.4	0.3
管理	26	pH値		7.5 程度	7.9	8	8	7.9
管理	27	腐食性（ランゲリア指数）		-1程度以上、極力0に近づける	-0.3	-0.2	-0.2	-0.3
管理	28	従属栄養細菌		2000 以下（暫定）	300	11	70	190
管理	29	1,1-ジクロロエチレン		0.1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理	30	アルミニウム及びその化合物		0.1 以下	<0.01	<0.01	0.01	<0.01
管理	31	PFOS及びPFOA		0.00005 以下（暫定）	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005
農薬	1001	1,3-ジクロロプロベン（D-D）		0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1002	2, 2-D P A（ダラボン）		0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1003	2, 4-D（2,4-PA）		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1004	E P N		0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1005	M C P A		0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1006	アシュラム		0.9 以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
農薬	1007	アセフェート		0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1008	アトラジン		0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1009	アニロホス		0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1010	アミトラズ		0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1011	アラクロール		0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1012	イソキサチオン		0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1013	イソフェンホス		0.001 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1014	イソプロカルブ（MIPC）		0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1015	イソプロチオラン（IPT）		0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1016	イブフェンカルバゾン		0.002以下		<0.00002	<0.00002	<0.00002
農薬	1017	イプロベンホス（IBP）		0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1018	イミノクタジン		0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1019	インダノファン		0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
農薬	1020	エスプロカルブ		0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1021	エトフェンプロックス		0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1022	エンドスルフアン（ハンゾーエピン）		0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1023	オキサジクロメホン		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1024	オキシシン銅（有機銅）		0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1025	オリサストロビン		0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1026	カズサホス		0.0006 以下	<0.000006	<0.000006	<0.000006	<0.000006
農薬	1027	カフェンストロール		0.008 以下	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008
農薬	1028	カルタップ		0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1029	カルバリル（NAC）		0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002

施設名 佐伯市上水道（鶴見）

水質区分 浄水

採水地点 （鶴見中央 中央） 奥系 大津加 道子 宅 給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農薬	1030	カルボフラン			0.0003 以下	<0.000003	<0.000003	<0.000003
農薬	1031	キノクラミン (ACN)			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1032	キャプタン			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1033	クミルロン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1034	グリホサート			2 以下	<0.02	<0.02	<0.02
農薬	1035	グルホシネート			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1036	クロメブロップ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1037	クロルニトロフェン (CNP)			0.0001 以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001
農薬	1038	クロルビリホス			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1039	クロロタロニル (TPN)			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1040	シアナジン			0.001 以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001
農薬	1041	シアノホス (CYAP)			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1042	ジウロン (DCMU)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1043	ジクロベニル (DBN)			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1044	ジクロルボス (DDVP)			0.008 以下	<0.00008	<0.00008	<0.00008
農薬	1045	ジクワット			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1046	ジスルホトン (エチオマトン)			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1047	ジチオカルバメート系農薬			0.005 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1048	ジチオビル			0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009
農薬	1049	シハロホップブチル			0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1050	シマジン (CAT)			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1051	ジメタメトリン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1052	ジメトエート			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1053	シメトリン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1054	ダイアジノン			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1055	ダイムロン			0.8 以下	<0.008	<0.008	<0.008
農薬	1056	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソシアネート			0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1057	チアジニル			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1058	チウラム			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1059	チオジカルブ			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1060	チオファネートメチル			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1061	チオベンカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1062	テフリルトリオン			0.002 以下	<0.00002	<0.00002	<0.00002
農薬	1063	テルブカルブ (MBPMC)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1064	トリクロビル			0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1065	トリクロルホン (DEP)			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1066	トリシクラゾール			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1067	トリフルラリン			0.06 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006
農薬	1068	ナプロバミド			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1069	バラコート			0.01以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1070	ビペロホス			0.0009 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1071	ピラクロニル			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1072	ピラゾキシフェン			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1073	ピラゾリネート (ピラゾレート)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1074	ピリダフェンチオン			0.002 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1075	ピリプチカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1076	ピロキロン			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1077	フィプロニル			0.0005 以下	<0.000005	<0.000005	<0.000005
農薬	1078	フェニトロチオン (MEP)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1079	フェノブカルブ (BPMC)			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1080	フェリムゾン			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1081	フェンチオン (MPP)			0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1082	フェントエート (PAP)			0.007 以下	<0.00007	<0.00007	<0.00007
農薬	1083	フェントラザミド			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1084	フサライド			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（鶴見中央 中央）奥系 大津加 道子 宅 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
農薬	1085	ブタクロール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1086	ブタミホス			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1087	ブプロフェジン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1088	フルアジナム			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1089	プレチラクロール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1090	プロシミドン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1091	プロチオホス			0.007 以下	<0.00007	<0.00007	<0.00007	<0.00007
農薬	1092	プロピコナゾール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1093	プロピザミド			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1094	プロベナゾール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1095	プロモブチド			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1096	ベノミル			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1097	ベンシクロン			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1098	ベンゾビシクロン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1099	ベンゾフェナップ			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1100	ベンタゾン			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬	1101	ベンディメタリン			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1102	ベンフラカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1103	ベンフルラリン(ハズロジン)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1104	ベンフレセート			0.07 以下	<0.0007	<0.0007	<0.0007	<0.0007
農薬	1105	ホスチアゼート			0.005 以下	<0.00003	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1106	マラチオン(マラツ)			0.7 以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
農薬	1107	メコプロップ(MCPP)			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1108	メソミル			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1109	メタラキシル			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬	1110	メチダチオン (DMTP)			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1111	メトミノストロビン			0.04 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
農薬	1112	メトリブジン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1113	メフェナセツト			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1114	メプロニル			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1115	モリネート			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
追加		残留塩素				0.4	0.4	0.3	0.4
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
追加		残留塩素				0.2	0.32		
		水温				26	27.2	26.7	28.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（中越浦）中越浄水池系海水浴場給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	No	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下		3	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない		検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下			<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下			<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下			<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下			<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（15分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下			<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下			0.003	0.003
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下			<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下		<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下			<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下		0.7	0.8	1.3
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下			0.1	0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下			<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下			<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下			<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下			<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下			<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下			<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下			<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下			<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下			0.09	0.09
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下			<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下			<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下			<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下			<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下			<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下			<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下			<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下			<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下			<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下			<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下			<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下			<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下			<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下			<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下			10	9.3
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下			<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下		10	11	11
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下			83	77
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下			140	130
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下			<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下			<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下			<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下			<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下			<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下		<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下		8	8.1	7.9
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない		異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない		異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下		<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下		<0.1	<0.1	0.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（中越浦）中越浄水池系海水浴場給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
追加		残留塩素					0.6	0.5	0.5
追加		放射性セシウム134						<=1	<=1
追加		放射性セシウム137						<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計						<=2	<=2
		水温					30.7	27.3	31.5

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（中越浦）島江系島江公民館給水栓水

項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	N o				項目名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	4	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下				
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下				
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下				
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下				
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.5	0.6	0.7	1.3
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下				
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下				
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下				
基準	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下				
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下				
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下				
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下				
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下				
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下				
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下				
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下				
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	14	10	11	13
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下				
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下				
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下				
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下				
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下				
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	8.1	8	8	7.9
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.6	<0.5	<0.5	0.9
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	0.2

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（中越浦）島江系島江公民館給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
追加		残留塩素				0.4	0.5	0.5	0.5
		水温				29.3	31	30.3	33.3

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（中越浦） 猿戸系 猿戸公民館 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（15分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.003	0.003	0.003	0.003
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.6	0.7	0.7	1.4
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.11	0.1	0.1	0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	0.16	0.12	0.09	0.09
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.002	0.002	0.001	0.002
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.005	0.003	0.001	0.002
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.002	0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	11	10	10	9.3
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	12	10	11	10
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	110	84	83	77
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	160	170	150	130
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	0.4
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	8.2	8.1	8	8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	1.5	3
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	0.1	0.5	0.9

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（中越浦） 猿戸系 猿戸公民館 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理	31	PFOS及びPF0A			0. 00005 以下(暫定)				<0. 000005
追加		残留塩素				0. 4	0. 5	0. 4	0. 4
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				27. 9	30. 9	28. 7	33. 1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（梶寄浦） 漁協 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（1 5 分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.1	0.2	0.1	<0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.18	0.16	0.17	0.16
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	0.22	0.09	0.18	0.2
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.002	0.001	0.001	0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.004	0.004	0.003	0.003
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.002	0.003	0.002	0.002
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	23	23	23	23
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	34	34	35	35
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	98	89	87	89
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	200	210	200	180
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	0.4
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	8.1	8.1	8.2	8.1
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1.6	<0.5	<0.5	0.6
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.2	<0.1	<0.1	<0.1

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（梶寄浦）漁協 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理	31	PFOS及びPF0A			0. 00005 以下(暫定)				<0. 000005
追加		残留塩素				0. 3	0. 4	0. 4	0. 4
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				25. 8	27. 2	29. 4	26. 5

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（大島・丹賀浦）浄水池系振興局東出張所給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	2	0	2
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（1 5 分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	0.002	0.003	0.003
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	1.1	0.8	0.7	1.4
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	0.1	0.11	0.09
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	0.1	0.19	0.12	0.14
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	0.002	0.002	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.01	0.007	0.004	0.005
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.024	0.016	0.008	0.01
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	0.006	0.005	0.001	0.003
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.007	0.003	0.003	0.002
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	16	11	10	9.4
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	27	24	17	13
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	35	75	80	76
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	130	140	140	130
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.6	0.8	0.3	0.5
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	8	8.1	8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.7	1.9	<0.5	2.3
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	0.3	<0.1	0.2

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（大島・丹賀浦）浄水池系振興局東出張所給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
追加		残留塩素				0. 5	0. 5	0. 6	0. 6
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
追加		残留塩素					0. 1		
		水温				26. 9	28. 5	29	32. 5

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（大島・丹賀浦）中瀬中継槽系中瀬採水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（1 5 分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	0.002	0.003	0.004
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	1.1	0.8	0.7	1.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	0.09	0.11	0.09
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	0.26	0.36	0.24	0.31
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	0.001	0.002	<0.001	0.002
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.007	0.005	0.004	0.004
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.015	0.011	0.008	0.01
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	0.004	0.003	0.001	0.003
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.004	0.004	0.003	0.002
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	0.04	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	16	12	11	9.6
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	0.006	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	27	24	18	13
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	33	74	79	75
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	130	140	140	120
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.6	0.7	0.3	0.6
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.8	8	8.1	8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.8	2.5	0.8	9.1
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	0.3	0.2	1.3

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（大島・丹賀浦）中瀬中継槽系中瀬採水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理	31	PFOS及びPFOA			0.00005 以下(暫定)				<0.000005
追加		残留塩素				1	1	0.8	0.6
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
追加		残留塩素							0.4
		水温				25.3	26.9	26.3	29.2

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（大島・丹賀浦）大島系むつみ苑給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	No	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（15分滞留水法）		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	0.002	0.002	0.003
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.1	0.6	0.4	0.7
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	0.09	0.11	0.1
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	0.25	0.4	0.26	0.28
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	0.003	0.001	0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.015	0.009	0.003	0.003
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.034	0.021	0.008	0.007
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	0.009	0.004	0.002	0.002
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.007	0.007	0.002	0.002
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	0.04
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	0.07	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	17	13	11	9.7
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.007
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	21	15	11	9.3
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月*	300 以下	30	70	80	76
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	92	120	140	140
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.4	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.4	8	8.2	7.9
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	0.6	0.8
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	0.1	0.2

施設名佐伯市上水道（鶴見）

水質区分浄水

採水地点（大島・丹賀浦）大島系むつみ苑給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	N o	項目名				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
追加		残留塩素				0.35	0.5	0.5	0.4
		水温				23.5	23	25	23